

【TOKYO DOME CITY HALL 利用申込書】

株式会社東京ドーム 御中

担当	担当

申込日	年 月 日
-----	-------

(太枠内のご記入をお願い致します)

利用者	会社名 (団体名)				社印
	住所	〒			
	代表者名		印	TEL	()
	法人番号			インボイス 登録番号	T
	担当者	部署名		TEL	()
氏名			FAX	()	
主催者 上記同様□	会社名 (団体名)				
	住所	〒			
	担当者	部署名		TEL	()
		氏名		FAX	()

TOKYO DOME CITY HALL利用規定・利用確認書を遵守することを条件に、下記内容により利用を申し込みます。

利用目的 (催事名)					
利用日時	開始				時 分
	開催日				
	終了				時 分
利用タイプ	アリーナ(スタンディング・着席) 1ドリンク(有・無)				回公演
利用料金	基本利用料金			円	
	消費税(10%)			円	合計 円
利用料金 支払日	1回		円	
	2回		円	
	3回		円	
備考欄	基本利用料金以外は催事後に御請求となります。				

「東京ドームシティ内施設共通利用規定」に基づく利用者の全ての債務を保証し、貴社に対し、利用者と連帯して債務を履行します。

連帯 保証人	会社名			
	住所			
	氏名		代表印	TEL
			FAX	()

※ご記入いただいた個人情報は、当ホールの利用に関連するサービス等のご提供、ご確認、ご請求
ご紹介並びに当社および東京ドームグループの商品・サービスのご紹介に利用させていただきます。

受付印

■ TOKYO DOME CITY HALL 利用規定

第1条（利用契約の成立時期）

「TOKYO DOME CITY HALL」（以下「TDCホール」という）の利用契約（以下「本契約」という）は、利用者が「TOKYO DOME CITY HALL 利用申込書」を株式会社東京ドーム（以下「会社」という）に提出し、会社がこれを異議なく受領した時に成立する。

第2条（暴力団等の排除）

会社は、暴力団その他の反社会的勢力の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、「TDCホール」の利用を認めない。

- 1 暴力団対策法に定める指定暴力団および指定暴力団員。
- 2 反社会的勢力および反社会的勢力構成員。
- 3 暴力団その他反社会的勢力であることを誇示したり、これらを援助・助長する行為を行うと明らかに認められる者。
- 4 上記3項に該当する者と関係していることが客観的に認められる者。

第3条（利用の制限）

会社は、利用者および催事の内容等が下記のいずれかに該当すると判断した場合、「TDCホール」の利用を認めない。

- 1 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 2 会社の信用を毀損するおそれがあると認められるとき。
- 3 会社の営業方針に反するおそれがあると認められるとき。
- 4 法令や社会的な道徳または倫理に反するおそれがあると認められるとき。
- 5 喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故のおそれがあると認められるとき。
- 6 施設・設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 7 会社もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じ、またはそのおそれがあると認められるとき。
- 8 その他、会社が不適當であると認めたとき。

第4条（利用料金、利用時間及び利用可能施設）

- (1) 基本利用料金とは、利用日の9時から23時までの間（以下「基本利用時間」という）の料金とし、料金は別途定める。
- (2) 基本利用料金内で利用することができる「TDCホール」の施設は、アリーナ席（椅子・スタンディングバーを含む）、バルコニー席（スイートルームは除く）、ホワイエ、控室（主催者控室、控室101、控室104）、休憩コーナー、シャワールームおよび地下4階関係者駐車場（10台）、基本舞台設備・音響・照明設備とする。
- (3) 利用者は、基本利用時間のうち一部の時間を利用しない場合、及び前項の諸施設のうち一部の施設を利用しない場合でも、基本利用料金の減額を請求することはできない。

第5条（基本利用料金の支払い方法）

利用者は、所定の基本利用料金を会社が指定する方法に従って会社に支払う。

- 1 本契約が利用開始日より3ヶ月以上前の日に成立したときは、基本利用料金のうち、契約成立の月の末までに30%、利用開始日の3ヶ月前までに30%、1ヶ月前までに40%。
- 2 本契約が利用開始日より1ヶ月以上3ヶ月未満前の日に成立したときは、基本利用料金のうち、契約成立の日から1週間以内に60%、利用開始日の1ヶ月前までに40%。
- 3 本契約が利用開始日より1ヶ月未満前の日に成立したときは、契約成立の日の翌日までに基本利用料金の全額。

第6条（利用者が解約を申し入れた場合の措置）

- (1) 本契約は、利用者より解約の申し入れがあった時に当然に終了する。この場合、会社は違約金として消費税相当額を含めて、基本利用料金合計の全部または一部を下記の区分に従い当然に取得し、このほか会社が被った損害を利用者に対し請求することができる
 - 1 利用開始日より3ヶ月以上前の日に契約が終了したときは30%。
 - 2 利用開始日より1ヶ月以上3ヶ月未満前の日に契約が終了したときは60%。
 - 3 利用開始日より1ヶ月未満前の日に契約が終了したときは全額。
 - 4 利用期間中に契約が終了したときは全額。
- (2) 前項によって契約が終了したときは、会社は、既受領の利用料金から違約金の額を差引いた額を契約終了の日から2週間以内に利用者へ返還する。万一、既受領の利用料金が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を同期間内に会社に支払う。

第7条（催事の運営・制作）

- (1) 利用者は催事概要や諸設備の設置等、催事に関わる資料を事前に会社に届け出、会社の承諾を得る。
- (2) 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用場所を使用し、観客、関係者に人身事故、その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮を講じ、全て自らの責任と費用にて、催事の運営・警備、諸設備の設置・工事等を行う。
- (3) 利用者は、運営・制作に関して、会社の指示する方法に従い、別紙定める利用確認書を遵守する。

第8条（諸官庁への届出）

- (1) 利用者は「TDCホール」を利用するに当たって、法令に定められた事項を所轄の諸官庁に届け出を行い、諸官庁の指示に従う。この場合、利用者は、常に届出内容について事前に会社の承諾を受け、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに会社に通知する。
- (2) 万が一、届出不備のため開催できなくなった場合、会社はその責任を負わない。

第9条（その他会社の承諾を要する事項）

利用者は催事開催に伴い、以下を希望する場合は、事前にその詳細を会社に届け出、会社の承諾を得る。

- 1 チラシ、その他の宣伝物、物品の配布
 - 2 販売・展示
 - 3 広告または看板等の掲示
-

- 4 撮影・録音および放映・放送等
- 5 会社の所持するロゴや画像の使用

第10条（催事終了後の措置）

利用者は、催事終了後、全て利用者の費用にて利用場所に搬入した利用者の設備を搬出し、かつ、「原状」に回復し、同所から退出する。ステージと客席の構成における「原状」とは、エンドステージタイプにステージが組み立てられ、アリーナ椅子・スタンディングバーが倉庫に収納された状態をいい、使用した諸室、備品は全て所定の位に戻した状態をいう。

第11条（催事後精算）

付帯設備利用料、時間外利用料金、その他発生した料金については、原則として催事終了後の精算とし、利用者は指定された期日までに会社に支払う。

第12条（騒音規制等）

利用者は、「TDCホール」を利用するにあたり騒音規制に関する法令等および会社の指示を遵守し、その他周辺環境の維持に努めなければならない。

第13条（禁止事項）

利用者は、下記の行為をしてはならず、また、観客その他第三者にこれらを行わせてはならない。

- 1 本契約上の地位を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- 2 本契約成立以前の、イベントの告知やチケットの販売行為。
- 3 暴力団等反社会的勢力、ならびにその構成員および関係者にチケットを販売すること、および「TDCホール」に入場させること。
- 4 別途会社が定める人員数を超える顧客の動員、及び会社が定める重量を超える機械設備等の設置。
- 5 「TDCホール」およびその周辺に許可のない危険物や火気の持ち込み。
- 6 会社に許可なく、「TDCホール」周辺でのチラシや物品の配布・販売・展示すること。
- 7 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。ただし、格闘技の興行として相当な範囲はこの限りではない。
- 8 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発するなど心身の健康状態に支障をきたす演出、または賭博もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
- 9 法令、条例上、違反と認められる行為。
- 10 その他、会社が「TDCホール」、及びその周辺の諸設備の維持または保全、安全、衛生のために禁止した事項。

第14条（立入権・施設管理権）

- (1) 会社は「TDCホール」の維持、保安および管理等のために必要と認めるときは、利用期間内いつでも「TDCホール」の適宜の場所に立入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、利用者は、会社が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。
- (2) 利用者または観客その他第三者が前条、及び利用確認書の定め違反し、もしくは会社の担当者に従わない場合、会社はこの者を「TDCホール」から退場させることができる。

第15条（損害賠償責任・免責）

- (1) 利用者、その従業員、利用日の観客、その他の関係者が「TDCホール」を利用するに際して諸施設を汚損または毀損、備品等を紛失したときは、利用者は、会社に対し、原状回復のための費用その他これによって会社が被った損害を賠償する。
- (2) 釘その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置など、原状回復に問題（隠れた問題を含む）があり、これにより会社その他の第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 利用者が予定された利用時間満了の時までに原状回復を完了できず、会社その他の第三者が被害を被った場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。
- (4) 利用者および観客その他第三者は、「TDCホール」においても、自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理し、会社は、「TDCホール」での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
- (5) 利用期間中に観客その他の第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、「TDCホール」の施設上の問題に起因する場合を除き、利用者は、全て自らの責任と費用にて当該観客らに対し、直接損害を賠償し、謝罪広告の掲載等会社の指示に従い信用回復のための措置をとり、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。
- (6) 前項の場合、会社が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行ったときは、会社は、直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できる。

第16条（契約の解除）

- (1) 利用者が本規定に違反した場合、および下記各号のいずれかに該当したときは、会社は、利用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除を通知したときに本契約は当然に終了する。
 - 1 第5条に定める期日までに利用料金を支払わないとき
 - 2 利用申込書に虚偽の記載、または不当に内容を変更したことが判明したとき。
 - 3 会社が事前に承諾した内容と異なる運営・制作を行ったとき。
 - 4 事由の如何にかかわらず、催事を中止したとき、または催事の続行が不可能になったとき。
 - 5 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 6 自ら振出した手形もしくは小切手の不渡処分を受け、または銀行取消処分を受けたとき。
 - 7 営業を廃止し、または解散したとき。
 - 8 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
 - 9 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
 - 10 経営状態が悪化し、本契約を継続することが著しく困難であると客観的に認められたとき。
 - 11 その他本契約に定める利用者の義務または会社が指示した事項に著しく違反したとき。
 - (2) 前項によって本契約が終了したとき、会社は、利用者に対し、既受領の利用料金を一切返還せず、利用料金総額の全部を取得し、このほか会社が被った損害の賠償を請求できる。この場合、万一、利用料金の一部の未払いがあるときは、利用者は、会社に対し、未払い額の全額を契約終了の日から3日以内に支払う。
-

- (3) 会社は、利用者に対し、日刊紙やホームページ等の媒体に謝罪広告を掲載するなどの措置を求めることができる。
- (4) すでに次回以降の利用契約がある場合にも、会社はこれを解除することができる。

第17条（非常時における対応）

- (1) 地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は、非常口、消火設備、避難方法などを事前に確認するとともに、作業員等関係者に周知徹底しなければならない。
- (2) 地震、火災その他の非常事態が生じた場合には、利用者は会社の指示に従い、観客の安全を第一に優先し、自らの費用と責任で対処しなければならない。

第18条（不可抗力等によって利用が不可能となった場合の措置）

- (1) 天災地変・テロ等の不可抗力、その他会社の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的に従って「TDCホール」を利用できなくなったとき、本契約は当然に終了する。
- (2) 前項の場合、利用者は、未払いの基本利用料金の支払いを要さず、会社は、基本利用料金総額の30%を取得し、その残額をすみやかに利用者へ返還する。但し、催事開催の成立（入場券の払戻しをしない等）以降において終了した場合、会社は、原則として基本利用料金総額の全部を取得する。
- (3) 第1項の場合、利用者は、会社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、観客その他の第三者との間に紛議が生じたときは、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、会社に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさない。

第19条（付保義務）

利用者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補填するため、保険会社との間にイベント保険等の損害保険を締結しなければならない。

第20条（提出書類）

会社は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、印鑑証明書等、会社が指定する書類の提出を求めることができ、利用者は、これに従わなければならない。

第21条（連帯保証人）

会社が利用者に連帯保証人を求めた場合、利用者は連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、本契約に基づく利用者の全ての債務を保証し、会社に対し、利用者と連帯して履行の責に任ずる。

第22条（管轄裁判所）

本契約または本契約に関連して生ずる訴訟または調停は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

第23条（定めのない事項）

この規定に定めのない事項は、利用者が「TDCホール」を健全な目的のために円滑に利用することを第一義として、誠意をもって協議のうえ円満に解決する。

2025年1月1日現在

予告なく変更する場合がありますので予めご了承ください。

株式会社東京ドーム
興行企画部 イベント営業グループ
〒112-8575 東京都文京区後楽1-3-61
TEL(03)3817-6182 FAX(03)3817-6187

TOKYO DOME CITY HALL 利用料金一覧

◇基本利用料金(基本貸出時間9時～23時、搬入開始から搬出終了まで) (消費税込)

ステージ位置	アリーナ	最大収容人数 ※1	曜日	1ドリンク ※2	利用料金
エンドステージ (センターステージ)※4	着席	2471人 (2710人)	月～木	有	¥2,145,000
				無	¥2,475,000
			金	有	¥2,255,000
				無	¥2,585,000
			土日祝・特定日 ※3	有	¥2,805,000
				無	¥3,190,000
	スタンディング	3190人	月～木	有	¥2,475,000
				無	¥2,805,000
			金	有	¥2,585,000
				無	¥3,025,000
			土日祝・特定日 ※3	有	¥3,190,000
				無	¥3,630,000

※1:上記収容人数は立見エリアも使用した場合の人数となります。

※2:1ドリンク有の場合は、ホール側で全てのお客様に対して500円を徴収致します。主催者様側からお客様への周知徹底をお願い致します。

※3:特定日は12/30～1/3となります。

※4:センターステージパターンをご利用の際は既存エンドステージ撤去が必要となります。

既存ステージ撤去やその他変形ステージの利用をご希望の際は、別途転換費用が発生致します。詳細はご相談下さい。

基本利用料金に含む内容

アリーナ席・バルコニー席(スイートルームは除く)ノホワイエノ主催者控室(23㎡)・控室101(43㎡)・控室104(79㎡)

ノ休憩コーナーノシャワールームノ地下4階関係者駐車場(10台)ノ基本舞台設備・音響・照明

◇特別利用料金 (消費税込)

時間外利用料金(23時～24時/6時～9時)	¥66,000/30分	
深夜時間外利用料金(0時～6時)	¥88,000/30分	
1日2回公演	基本利用料金×1.5倍	
1日3回公演	基本利用料金×2倍	
設営・撤去・休演日 (9時～23時)	月～木	¥1,485,000
	金	¥1,540,000
	土日祝・特定日	¥2,200,000

※1:深夜早朝作業時(23時～7時)にホールスタッフの交通費・宿泊費が発生した場合は実費分請求させていただきます。

※2:上記以外の利用についてはご相談下さい。

◇付帯施設設備利用料金 (消費税込)

控室102	39㎡	¥11,000	ノ日
控室103	18㎡	¥7,700	ノ日
収録室	82㎡	¥22,000	ノ日
多目的室	24㎡	¥11,000	ノ日
その他控室	9㎡～25㎡	¥5,500	ノ日
スイートルーム利用料金	最大8名ノ室	¥55,000	ノ日
チケット売場※1	他会場イベント販売時	¥5,500	ノ日
物販販売用区画使用料金※2	テーブル付・最大8台迄	¥11,000	ノ台ノ日
追加駐車場使用料金	ご利用時間内	¥6,600	ノ台ノ日
臨時外線電話設置料金		¥7,700	ノ回線
臨時外線電話通話料金		実費	
コピー代		実費ノ休憩コーナー内にコピー機有	
電気使用料金(音響・照明など)	440円ノkwh	実費	
清掃・ゴミ処理料金	TDC HALL 指定業者	基本清掃料金¥134,200 その他ゴミ処理等は実費	

※1:当日券のみの販売の場合、チケット売場使用代金は必要ございません。

※2:物販販売用区画場所は指定させていただきます。

◇広告料金 (消費税込)

ホール内商品展示料金※1	¥110,000～/件
その他広告料金	別途お見積もり

※1:ホール内の商品展示場所は指定させていただきます。

◇清掃・ゴミ処理料金

利用終了後の基本清掃料金(¥134,200)の他に、オプション使用控室清掃費用・期間中清掃費用・

ゴミ処理費用等が発生する場合がございます。

◇収録料金

収録が有る場合及び館内バッチ盤利用の際は別途料金が発生致します。

詳細は東京ケーブルネットワーク(株)にお問い合わせ下さい。

東京ケーブルネットワーク(株) 03-3814-8295

◇その他備品

その他各種備品をホールに備えております。詳細はお問い合わせ下さい。

〈注意事項〉

・料金やご利用につきましてご不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。

・2025年1月1日改定。変更が生じた場合は更新させていただきます。

・本料金は2025年1月1日より適用となります。